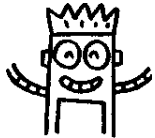


## 「十七条の<sup>けんぽう</sup>憲法」は、どんな内容だったの



国のあり方や、役人のあり方について、こうする  
ようにと言い聞かせる内容だよ。

第1～3条は、国の根本的なあり方をのべた

第1条：和（仲良くすること、争わないこと）を大切にせよ。第2条：仏教を信  
仰せよ。第3条：天皇の命令には必ず<sup>したが</sup>従え。

第4条からは、役人の組織・人間関係などのあり方をのべた

第4条：身分の高い人も低い人も、礼（<sup>れいぎさほう</sup>礼儀作法・<sup>ぎしき</sup>儀式などの社会的・道徳的な  
きまり）にもとづく行いをすれば、国は自然に治まる。第5条：<sup>さいばん</sup>裁判をする人が、  
わいろをもらって、金持ちに有利な裁判をすることをやめ裁判を公正にせよ。第6  
条：人のよい行いをほめ、悪い行いを改めさせよ。第7条：その役職に適した人  
を選べ。第8条：勤勉に仕事をせよ。第9条：すべての事にまごころをもってあたれ。  
第10条：いかりをおさえて表面に出さないだけでなく、心を広くもって人の失敗  
をゆるせ。第11条：功績と悪事を見分けて、賞ばつを公平に行え。第12条：<sup>そぜい</sup>租税  
を取る権利があるのは天皇だけだから、役人が勝手に租税を取ってはならない。第  
13条：自分の担当する仕事や役目をよく知れ。第14条：人をうらやんではなら  
ない。第15条：地位を利用して、自分の利益をはかってはならない。国や民のため  
につくせ。第16条：農閑期を利用して民を使うのはむかしからのよき教えであ  
る。第17条：重要な事を決めるときは、おおぜいの人と相談せよ。そうすれば、  
人々を<sup>なっとく</sup>納得させるような理（道理、理論）が必ず見つかる。

聖徳太子よりずっと後の世につく  
られた、という説もあるんだよ。

